

令和7年余市町議会第3回定例会会議録（第1号）

開会 午前10時00分
延会 午後 2時32分

○招集年月日

令和7年9月11日（木曜日）

○招集の場所

余市町議事堂

○開会

令和7年9月11日（木曜日）午前10時

○出席議員（15名）

余市町議会議長 12番 藤野博三
余市町議会副議長 3番 岸本好且
余市町議會議員
〃 2番 尾森加奈恵
〃 4番 佐藤剛司
〃 5番 内海富美子
〃 6番 庄巖龍
〃 7番 中井寿夫
〃 8番 川内谷幸恵
〃 9番 土屋美奈子
〃 11番 茅根英昭
〃 13番 ジャストミートあたる
〃 14番 大物翔
〃 15番 白川栄美子
〃 16番 寺田進

余市町長 齊藤啓輔
副町長 渡邊郁尚
総務部長 高橋伸明
総務課長 越智英章
財政課長 高田幸樹
税務課長 成田文明
民生部長 阿部弘亨
福祉課長 大森直也
子育て・健康推進課長 新木徹也
保険課長 枝村潤
環境対策課長 佐々木大介
総合政策部長 橋端良平
政策推進課長 荒井拓之介
農林水産課長 北島貴光
商工観光課長 鈴木貴之
建設水道部長 紺谷友之
建設課長 井上健男
まちづくり計画課長 二木二郎
水道課長（併）下水道課長 後藤将人
会計管理者（併）会計課長 小黒雅文
農業委員会事務局長 佐々木孝太
教育委員会教育長 前坂伸也
教育部長 浅野敏昭
学校教育課長 本間憲明
選挙管理委員会事務局長（併）監査委員事務局長 小林武

○欠席議員（0名）

○事務局職員出席者

○出席者

事務局長 羽生満広

議事係長 中山達郎
書記 寒河江美桜

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 議長の諸般報告
 - 行政報告
 - 第 3 議案第 1 号 令和 7 年度余市町一般会計補正予算（第 5 号）
 - 第 4 議案第 2 号 令和 7 年度余市町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
 - 第 5 一般質問
-

開会 午前 10 時 00 分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和 7 年余市町議会第 3 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立了いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 9 件、認定 2 件、他に一般質問と議長の諸般報告及び行政報告です。

○議長（藤野博三君） 日程第 1 、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 2 番、尾森議員、議席番号 4 番、佐藤議員、議席番号 5 番、内海議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（藤野博三君） 日程第 2 、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○11 番（茅根英昭君） 令和 7 年余市町議会第 3

回定例会開催に当たり、昨日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 9 件、認定 2 件、一般質問は 8 名によります 14 件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日より 9 月 16 日までの 6 日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3 、議案第 1 号 令和 7 年度余市町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4 、議案第 2 号 令和 7 年度余市町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 5 、一般質問は、8 名による 14 件です。

日程第 6 、議案第 3 号 余市町議會議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 7 、議案第 4 号 余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第 8 、議案第 5 号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 9 、議案第 6 号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第7号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第8号 工事請負契約締結事項の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第9号 令和6年度余市町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、認定第1号 令和6年度余市町水道事業会計決算認定について及び日程第14、認定第2号 令和6年度余市町下水道事業会計決算認定についてにつきましては、一括上程の上、議長と議会選出の監査委員を除く議員13名で構成する令和6年度余市町各事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託するとともに、当該特別委員会に対しましては審査、調査の円滑化を図るために地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から16日までの6日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から16日までの6日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、絹野選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員会に関する一般質問の際に出席願うことになっておりますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 3番、岸本議員より故伊藤正明議員のご逝去を悼み、弔意を表するため発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○3番（岸本好且君） 追悼の言葉。

本日ここに皆様のお許しをいただき、去る9月5日、あまりにも突然にご逝去されました故伊藤正明議員の御靈に対し、謹んで追悼の言葉を申し述べます。

私は、この本会議場において伊藤議員のために追悼の言葉を述べることになるとは夢にも思っておりませんでした。今10番の議席にはあなたのお姿はなく、代わりに美しい花が手向けられ、言いやうのない深い悲しみの中にあっても、この壇上に立っておりますと今にも議場の扉を開けて、あなたが元気なお姿で入場してこられるのではないかとの思いに駆られております。ここにおられる議員の方々も、町長はじめ番外の皆さんも皆同じ思いでおられると思います。今思えば9月4日に開催されました民生教育常任委員会があなたにとって最後の議会の場となられました。伊藤議員とは幾度となく議論を重ね、時には意見を闘わせながら、互いに地域をはじめ町の未来を思う気持ちにおいては常に志を一つにしてまいりました。その真摯に向き合うお姿と搖るぎない信念は学ぶところが多く、私にとってはかけがえのない先輩で

あり、同志でもありました。今あなたが不帰の客となられましたことは痛恨の極みであり、余市町議会にとって大切な柱の1本が急に抜き去られたようなむなしい思いに駆られているのを禁じ得ないものであります。

あなたは、資性闘達にして崇高な人格と指導力、さらに優れた資質が地域住民はもとより広く町民の支持を得るところとなり、令和4年8月の町議会選挙において町民の衆望を一身に集められ、余市町議会議員に初当選されて以来、連続2期にわたり町政発展のため精魂を傾け、真摯にご尽力されてこられました。この間水道事業会計決算特別委員会委員長、産業建設常任委員会委員、総務産建常任委員会委員、議会運営委員会委員を歴任され、各委員会においては本町の将来を見据えた的確な提言を数多くされるなど、議論を深めてこられました。その姿は私たち同僚議員にとっても大きな学びであり、議会活動の模範であります。先月8月29日には議会運営委員会委員長に就任したばかりで、持論の議会改革に積極的に取り組もうとされていただけに、伊藤議員はさぞ無念であったろうとお察しいたします。残された私たちは、その思いをしっかりと引き継ぎ、前へ推し進めていくことをここにお約束いたします。また、議会外においても地域住民の声に常に寄り添い、人との交流を大切にされておられました。その温かい笑顔と優しい言葉は、これからも町民の心にいつまでも深く刻まれていくことでしょう。

伊藤正明議員の突然のご逝去は、私たちにとって誠に痛恨の極みであります。その活動は永遠に余市町議会の歩みの中で生き続けてまいります。ここに改めて伊藤議員のご功績に心から敬意を表しますとともに、私ども議会もあなたの強固な意志と政治信念、そしてまちづくりに対する情熱を引き継ぎ、必ずや余市町の限りない発展に努力することをここにお誓い申し上げます。

最後になりますが、議員各位、番外の皆さん、

そして傍聴の皆様と共に謹んで伊藤正明議員のご冥福をお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。

令和7年9月11日。余市町議会議員岸本好且。

○議長（藤野博三君） 以上で追悼演説を終了いたします。

この際、故伊藤正明議員のご逝去を悼み、弔意を表し、黙祷をささげたいと存じます。

全員ご起立をお願いいたします。

黙祷。

（黙 祷）

黙祷を終わります。ご着席お願ひいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時25分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、8月29日に開催されました各常任委員会並びに議会運営委員会及び9月10日に開催されました議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務産建常任委員会委員長、山本正行議員、副委員長、茅根英昭議員。

民生教育常任委員会委員長、庄巖龍議員、副委員長、尾森加奈恵議員。

議会運営委員会委員長、茅根英昭議員、副委員長、寺田進議員。

以上のとおりそれぞれ選任されましたので、ご報告をいたします。

次に、委員会条例第7条第4項ただし書の規定

に基づき、閉会中において余市町議会運営委員会委員に内海富美子議員を指名いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、総務産建常任委員の佐藤議員から民生教育常任委員会に所属を変更されたい旨の申出がありましたことから、委員会条例第7条第6項ただし書の規定に基づき佐藤議員の所属委員会を変更いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、会派役員の変更届の提出がありましたので、ご報告申し上げます。9月8日付をもって明政会の会長に庄議員が就任されましたことをご報告申し上げます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によります令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、町長から申出がありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 行政報告。

余市町ゼロカーボンシティ宣言について。

余市町ゼロカーボンシティ宣言について行政報告を申し上げます。余市町は、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを宣言いたします。豊かな日本海に面し、肥沃な大地を潤す清らかな余市川が流れ、緩やかな丘陵地に恵まれている余市町は、豊かな自然に恵まれ、海と山に囲まれた美しい町です。私たちは、このかけがえのない景観と歴史が育んだ文化、そして大地と水の恵みを次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を築いていく責務があります。

近年世界中で深刻化する気候変動は、私たちの生活、地域経済、そして本町の基幹産業である農業や漁業をはじめとする第1次産業などに甚大な

影響を及ぼす喫緊の課題です。国際社会では、パリ協定の下、世界の平均気温上昇を産業革命前と比べ2度より十分低く保ち、1.5度に抑える努力をするという長期目標を掲げ、脱炭素社会の実現に向けて動き出しています。日本においても国は2050年までのカーボンニュートラル実現を宣言し、北海道もまたゼロカーボン北海道を目指し、地域特性を生かした取組を加速させています。

この大きな潮流の中で、本町もまた地域の持続可能性と未来への責務を果たすべく脱炭素に向けた取組を本格的に推進してまいります。地域資源を活用した省エネルギーの徹底と高効率化など自然との共生と持続可能な産業との調和を図ってまいります。また、ゼロカーボンシティの実現には周辺自治体や広域圏との連携が不可欠であり、広域的な視点での情報共有を図りながら地域全体の脱炭素化を加速させてまいります。

この余市町ゼロカーボンシティ宣言を新たな出発点とし、町民、事業者、各種団体、そして行政が緊密に連携し、美しい海、山、清らかな川が育む豊かな恵みを守りながら魅力的な地域産業を未来につなぎ、誰もが安心して暮らせる持続可能で活力あるまちづくりを推進してまいります。

今後におきましても先人から受け継いだふるさとを次の世代に承継していくため脱炭素の取組により一層努めてまいる所存でございますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、余市町ゼロカーボンシティ宣言についての行政報告といたします。

○議長（藤野博三君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 日程第3、議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第5号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、北海道市町村職員退職手当組合に対する追加負担金、寄附件数の増加に伴うふるさと納税取扱業務委託料等関連経費、事業費の増加に伴う北後志衛生施設組合負担金、除雪作業車等保管倉庫建設工事に係る修正設計委託料の補正計上でございます。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正の内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金のほか、ふるさと納税事業推進支援補助金の補正計上を行ったものであります。

民生費におきましては、雪害により破損した黒川17区生活館の玄関屋根修繕費の補正計上を行ったものであります。

衛生費におきましては、周産期医療支援事業に係る負担金、医療機関等との情報連携に係る医療助成システム改修委託料の補正計上を行ったものであります。

農林水産業費におきましては、交付対象者の追加に伴う農業次世代人材投資資金交付金の補正計上を行ったものであります。

土木費におきましては、歩道用ロータリー除雪車購入費、都市計画変更業務委託料の補正計上を行ったものであります。

教育費におきましては、G I G Aスクール端末に係るソフトウェア購入費の補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金、諸収入に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額10億2,841万2,000円を既定予算に追加した予算総額は124億1,966万2,000円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第5号）についてその概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高田幸樹君） 議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第5号）。

令和7年度余市町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億2,841万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億1,966万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年9月11日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。4ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2,616万1,000円、4節共済費2,616万1,000円につきましては、北海道市町村職員退職手当組合に対する追加負担金の補正計上でございます。

4目財産管理費、補正額3億8,333万6,000円、内訳といたしまして、11節役務費40万円と12節委託料190万円につきましては町有地に関する不動産鑑定に係る手数料と地積測量図作成委託料のほか、24節積立金3億8,103万6,000円につきましては寄附による社会福祉施設等建設基金積立金15万円と余市町ふるさと応援寄附金基金積立金3億

8,088万6,000円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額5億3,972万4,000円につきましては、内訳といたしまして余市町ふるさと応援寄附金に係る経費として11節役務費215万円、12節委託料4億9,857万円、13節使用料及び賃借料3,861万7,000円の補正計上と18節負担金補助及び交付金38万7,000円につきましては、ふるさと納税事業推進支援補助金の補正計上でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額68万2,000円、12節委託料68万2,000円につきましては、戸籍に振り仮名を記載するために必要となるシステム改修費の補正計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目心身障害者対策費、補正額1,057万9,000円、22節償還金利子及び割引料1,057万9,000円につきましては、過年度における自立支援医療費に係る国庫及び道費負担金返還金の補正計上でございます。

7目生活館運営費、補正額312万4,000円、10節需用費312万4,000円につきましては、雪害による黒川17区生活館の玄関屋根破損箇所の修繕に係る補正計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額363万6,000円、18節負担金補助及び交付金363万6,000円につきましては、周産期医療支援事業負担金の補正計上でございます。

4目環境衛生費、補正額2,919万6,000円、18節負担金補助及び交付金2,919万6,000円につきましては、北後志衛生施設組合の事業費増額に係る負担金の補正計上でございます。

8目医療給付事業費、補正額366万3,000円、12節委託料366万3,000円につきましては、医療機関等との情報連携に係る医療助成システム改修委託料の補正計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額955万2,000円、内訳といたしまして、18節負担金補助及び交付金842万7,000円につきま

しては農業次世代人材投資資金交付金と22節償還金利子及び割引料112万5,000円につきましては過年度農業次世代人材投資事業道費補助金返還金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。8款土木費、2項道路橋りょう費、2目冬期除雪対策費、補正額1,093万円、内訳といたしまして、12節委託料400万円につきましては除雪作業車等保管倉庫建設工事修正設計委託料の補正計上と17節備品購入費693万円につきましては歩道用ロータリー除雪車の購入に係る補正計上でございます。

8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、補正額288万2,000円、12節委託料288万2,000円につきましては、新たな町営斎場の建設位置決定に係る都市計画変更業務委託料245万3,000円のほか、都市計画等の変更に伴う支援システム更新に係る改修委託料42万9,000円の補正計上でございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額162万6,000円、18節負担金補助及び交付金162万6,000円につきましては、2款総務費同様、退職手当組合追加負担金に係る北後志消防組合負担金の補正計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額332万1,000円、10節需用費332万1,000円につきましては、G I G Aスクール端末に関するソフトウェア購入に係る補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額68万2,000円、1節総務費国庫補助金68万2,000円につきましては、歳出における戸籍情報システム改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金の補正計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額183万1,000円、1節保健衛生費国庫補助金183万1,000円につきましては、歳出における医療助成システム改修に係

る地域診療情報連携推進費補助金の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、補正額842万7,000円、1節農業費道補助金842万7,000円につきましては、農業次世代人材投資事業補助金の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額3億8,088万6,000円、1節総務費寄附金3億8,088万6,000円につきましては、2万3,301件の余市町ふるさと応援寄附金の補正計上でございます。

4目民生費寄附金、補正額15万円、1節民生費寄附金15万円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして村山洋子様からの10万円と匿名を希望される方からの5万円の補正計上でございます。いずれもご寄附をいただいた方からのご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額5億4,304万5,000円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金5億4,304万5,000円につきましては、歳出におけるふるさと応援寄附金に係る経費のほか、ふるさと納税事業推進支援補助金及びG I G Aスクール端末に関するソフトウェア購入に係る繰入金の補正計上でございます。

19款繰入金、7項職員等退職手当負担金基金繰入金、1目職員等退職手当負担金基金繰入金、補正額2,778万7,000円、1節職員等退職手当負担金基金繰入金2,778万7,000円につきましては、歳出における退職手当組合追加負担金及び北後志消防組合負担金に係る繰入金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額4,165万4,000円、1節繰越金4,165万4,000円につきましては、必要

となる一般財源の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額1,995万円、1節雑入1,995万円につきましては、北後志消防組合還付金1,682万6,000円のほか、歳出における黒川17区生活館玄関屋根修繕に係る公有建物共済保険共済金の312万4,000円の補正計上でございます。

2款町債、1項町債、8目過疎対策事業債、補正額400万円、1節過疎対策事業債400万円につきましては、歳出における除雪作業車等保管倉庫建設工事修正設計委託に係る補正計上でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。2ページの上段をお開き願います。第2表、地方債補正につきましては、事業費の補正計上に伴う起債限度額の補正でございます。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順にご説明申し上げます。1、変更、起債の目的、除雪作業車等保管倉庫建設事業債、補正前限度額1億7,830万円、補正後限度額1億8,230万円。

以上、議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○15番（白川栄美子君） 6ページの冬期除雪対策費、委託料と備品購入費のところを質問します。

まず、委託料のほうで、倉庫工事修正とありますけれども、どのように変わるのでありますか。

それと、備品購入、これは歩道用のロータリー除雪車の購入となっているのですけれども、これは新しく購入されるのか、それとも前のが駄目になつたからということなのか、ちょっとそのところをお願いします。

○建設課長（井上健男君） 15番、白川議員からのご質問に答弁いたします。

まず、1点目、除雪作業車等保管倉庫建設工事修正設計委託料についてでございます。こちらにつきましては、今回補正予算に計上させていただいた理由といたしましては令和7年5月に議決いただき、契約を締結し、実施しております除雪作業車等保管倉庫建設工事におきまして、現在解体工事が終わったところでございます。そういう中で、建設予定箇所の地質や地耐力を検証するために既存建物を解体した場所において地質調査を実施しましたところ、当初設計の地質調査結果と異なり、想定していなかった軟弱な地盤が一部の地層で検出されたことから、現設計における基礎では地耐力を確保することができず、基礎形状や工法等を再検討することが必要となつたため、設計業務に係る委託料につきまして補正予算計上させていただいたところでございます。

2点目の備品購入費につきましてです。備品購入費につきましては、歩道用除雪ロータリーの購入費となってございます。本件につきましては、除雪計画策定に向けて関係機関への除雪体制の確保について確認調査を実施しましたところ、関係団体からの回答といたしまして、委託業者所有の歩道用ロータリー除雪車が昨年度シーズン明けの点検整備を実施した際に経年劣化による故障が発見され、令和7年度シーズンについては使用困難である旨の報告があったところでございます。これにより本町で急遽代替車の準備が必要となり、除雪車販売代理店に下取り車等がないか調査を依頼しましたところ、平成20年製造の歩道用ロータリー除雪車が見つかった状況でございます。こちらの財産取得に係る備品購入費につきまして今回予算計上させていただいたところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○15番（白川栄美子君） 倉庫のほうの工事は軟弱な地盤が発見されたということで再検討が必要になったということなのですけれども、今後これ工事は完成までにまた工期が遅れると考えていい

のかどうなのか、そこまずお願ひします。

○建設課長（井上健男君） 15番、白川議員からの再度のご質問に答弁いたします。

工期が現在の工期で間に合うかどうかというご質問でございます。発注段階では2月末頃をめどに現場作業を完成する予定でございましたが、解体工事が7月末に完成した時点で工事が今中断となつてございます。現段階では調査、工法の選定等に期間を要しますため、再開のめどが立っていない状況でございますので、令和7年度内での完成は困難になるものと考えておりますが、本件設計業務において再度検討した上で工事の完成時期についても決定していきたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○15番（白川栄美子君） 分かりました。であれば、今現在重機とか、いろいろな重機があると思うのですけれども、その保管というのはどういうふうになっているのかということと、あと保管場所がずっと工期が遅れていてもそこはちゃんと借りておけるのか、それともお金が発生するのか。

○建設課長（井上健男君） 15番、白川議員からの再度のご質問に答弁いたします。

重機の保管がどのようにになっているかという、どのように考えているかというご質問でございます。こちらにつきましては、支障にならないよう適切な維持管理をすることによって保管を検討していきたいというふうに考えてございます。既存の建物を利用することや出動に支障とならないように適切にブルーシート等により囲ったりとか、あと別の保管場所を求めるなどをして検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○13番（ジャストミートあたる君） まず、歳入からなのですけれども、いつもどおり入湯税なのですが、入湯税というのはこれいろいろ、21款だと雑入というのが入っているのですけれども、これ入湯税、毎月納められるものだと思うのですが、

これは入ってこなから計上されないものなのですか。一回も見たことないので……

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員に申し上げます。

この議案の中に入湯税は含まれていませんので……

○13番（ジャストミートあたる君） 歳入全体でも駄目ですか。

○議長（藤野博三君） 駄目です。あくまでも今日議題にあるところの質疑をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。

続いて、では歳出の4款4目18節の北後志衛生施設組合負担金なのですが、これはクリーンセンターの運営も関わっているのですか。関わっているならどのように関わっているか、負担金は利用者が支払ったものも含まれているかと、あと以前より搬入のルールというものは変わったのでしょうか。その3点、よろしくお願ひします。

○環境対策課長（佐々木大介君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目、クリーンセンターの搬入、関わる、関わらないかということでございます。まず、北後志衛生施設組合が管理運営しておりますし尿処理場施設において、令和7年4月に下水処理場のほうに受入れ施設を供用開始させていただきまして、これまで栄町で行っていた旧施設のほうで3月末をもって閉鎖したわけですが、4月から残存するし尿、汚泥などの処理を実施しているところであります。6月に想定しておりました自己処理可能な汚泥について沈降物、土砂物が多く含まれているということで、設置している脱水機が故障してしまって、処理できないということで、今回補正の中で土砂物を処理するという部分で補正させていただいたわけですが、その土砂物につい

てクリーンセンターで受入れを今実施を行うというところでございまして、土砂物の受入れをクリーンセンターで行うということで関わりがございます。

また、負担金の部分について、利用者の部分で何か変わるのかということではあります。こちらのほうは変更はございません。

搬入ルールにつきましても変わるものはないで

ません。
○13番（ジャストミートあたる君） 僕がちょっと聞いたかったのは、家庭から出たごみを搬入する際に、以前なら搬入ルール、つまり依頼されて、ごみをクリーンセンターに持ち込む場合、当人もしくは事業者でなければ持ち込めなかつたものなのですけれども、個人の友達、当事者ではなくても運び込みができたというのです。しかしながら、最近同じようなことやつたら搬入できないということを言われて、大変戸惑ったということが僕のところに来まして、法律に違反しているので、持込みができないので帰ってくれと言われたそうです。それで、ルールは変わったのかどうか。変わっていないならばできるはずなのに、現状できないということを言われたのです。負担金を払っているならば、負担金イコール町民サービスの対価とするのならば、こういった不便に柔軟に対応しなければならないと思うのです。そして、搬出者が高齢者や障害で、かつ独り身だった場合、協力者がボランティアで助けに入ったものをごみを積んだ状況で帰されたと。そうなった場合に、手伝った人が持ち込んだ場合はこれは帰される。しかしながら、運転席、助手席にいた者が代わって入るならできる、つまり同乗していれば搬出はできるということにルールが変わったというふうに聞いております。そこら辺の確認を取りたいのですが、お願いします。

○議長（藤野博三君） 佐々木環境対策課長に申し上げます。

今日の議案として上がっているのは北後志衛生施設組合の負担金に関してでありますので、それを念頭に置いて、答弁できるところは答弁お願ひしたいと思います。

○環境対策課長（佐々木大介君） 先ほどご説明させていただいた部分と重複しますが、今回クリーンセンター搬入に関わる部分というのはあくまでも北後志衛生施設組合の旧衛生センターから出る土砂物を受け入れる部分について関わることで補正を計上させていただいておりますので、クリーンセンターの部分の搬入のルールだとか、その部分については補正には関係ないと言つたらおかしいのですが、ちょっと答弁のほうは控えさせていただければと思います。

○2番（尾森加奈恵君） では、質疑させていただきます。

まず、1点目ですが、4ページの2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、12節、ふるさと納税取扱業務委託料の4億9,857万円と13節、ポータルサイト使用料3,861万7,000円についてお伺いします。これまでふるさと納税のポータルサイト、楽天ふるさと納税ですか、さとふるですかいろいろありますが、そのようなサイトを通じて寄附を行うとサイト独自のポイント還元が受けられましたが、2025年の10月1日以降これらのポイント還元が全面的に禁止されることになっていきます。本町のふるさと納税に影響がないのか、ポータルサイトなどの見直しなどは必要はないのかというものが1点目の質問です。

2点目、このふるさと納税の経費は寄附金額の50%以内に収めることができますが義務づけられていますが、総務省が公開している令和6年度のふるさと納税に関する実績を見ると余市町の経費は上限いっぱいの50%ですが、経費を削減する取組などは行わないのかというのが2点目の質問です。

そして、3点目ですが、4ページの2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、18節、ふるさと納

税事業推進支援補助金38万7,000円の詳細をお伺いします。

そして、4点目ですが、5ページの6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節、農業次世代人材投資資金交付金842万7,000円についてお伺いします。こちらは交付対象者の追加に伴う補正計上ということなのですけれども、この交付金は準備型と経営開始型の2種類あったと思うのですが、それぞれの支給件数ですか詳細についてお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきます。

まず、9月末でポイントが廃止されるということで影響がないかということなのですけれども、議員おっしゃるとおり、10月1日よりいわゆるポイント制度は廃止される予定であります。影響としては、9月末にかけて今後一定程度の寄附の駆け込みがあることは予想されますが、特段余市町に対しては大きな影響はないと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

2点目、次にポータルサイトの見直しは行わないのかという点ですけれども、その点に関しましても特にポイント制度が廃止されたことによって見直すということは考えておりませんので、よろしくお願ひいたします。

次に、経費を削減する取組ということなのですけれども、もちろん経費削減できるものは取り組んでいるわけなのですが、実際にはやはりふるさと納税を獲得するためには一定程度のお金も必要になるということもご理解いただければと思っております。おっしゃるとおり、2分の1以内に収めるように何とか今後も努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

4点目、18節のふるさと納税事業推進支援補助金の内容についてですが、こちらにつきましてはいわゆるクラウドファンディング型ふるさと納税

によりご寄附いただいた金額の一部をプロジェクトを提案いただいた事業者に対して補助金として交付する経費となります。事業内容としましては、新たな產品ですとか既存產品の生産力強化、そういったプロジェクトに対してふるさと納税の仕組みを活用して資金調達をし、集めた金額の40%を補助金として交付する制度となりますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○農林水産課長（北島貴光君） 2番、尾森議員からの次世代の関係の内訳についてご質問にご答弁申し上げたいと思います。

今回提案させていただいておりますのは、経営発展型といたしまして認定新規就農者が経営開始に当たりまして初期投資経費として北海道から交付決定を受けた2件の交付額について補正計上させていただいたものでございます。こちらにつきましては、初期投資に係る費用といたしまして農業機械を購入するというところの補助となってございますので、ご理解願いたいと存じます。

○2番（尾森加奈恵君） 1点目のポイント制度による影響ということは特段ないということで承知しました。

そして、ポータルサイトの見直しも特に行わぬいということで、こちらも承知しました。

そして、経費削減については一定程度どうしても必要な経費はかかるてしまうけれども、努力されるということで、こちらも承知しました。

そして、3点目のクラウドファンディングの一部をプロジェクトの事業者に補助するということで答弁いただいたのですけれども、40%を補助金として支給するということですが、支給先の事業者の件数と可能であれば事業者名もお伺いしたいです。

一番最後の質問の農業次世代人材投資資金交付金については、こちら2件の経営開始型の資金になるということで、こちらは承知しました。

以上、お願ひします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 2番、尾森議員の再度の質問にご答弁させていただきます。

プロジェクトの件数と事業者名ということなのですけれども、今回採択され、実施に至った事業は2件あります。事業者名としては、1件は農業協同組合です。もう一件は町内事業者ということになっておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○16番（寺田 進君） 私のほうから2点お伺いいたします。

1点目、4ページの4目の12節の委託料、地積測量図作成委託料190万円ですけれども、これもし可能であれば場所はどこなのか、何のための作成なのかお答えいただきたいと思います。

それと、続いて6ページ、先ほど白川議員も質問していました除雪作業車等の保管場所の工事の件で修正があると。なぜかというと、地質が当初と変わるということで修正しますとなりましたけれども、もともと地質調査をしているやつが変わったものなのか、違ったのか。私の認識は、公共施設を建設する場合は土壤調査を含めた地質調査を行い、その後に設計をするという認識なのです。この辺がどういうふうになっていたのか。もともとのそのときやった地質の調査が悪かったのか、それともやっていなかったのか、この辺のことについてお伺いしたいと思います。

○財政課長（高田幸樹君） 16番、寺田議員のご質問に財政課のほうから答弁させていただきたく存じます。

ご質問の内容といたしましては、財産管理費の中の委託料、地積測量図作成委託料190万円の場所と何のためという形になってございますけれども、場所につきましては登町の地目でいいますと山林の部分になります。こちらのほうを測量させていただきたいと考えてございます。

あと、何のためという部分につきましては、今後町有財産につきましては遊休となっている部分

ですか多々ありますけれども、その部分につきまして有効活用を図るために売却を視野に入れた部分に関しましても検討が必要と考えまして、地積測量のほうを実施させていただくというような形になりますので、ご理解お願いしたいと思います。

(何事か声あり)

○議長（藤野博三君） 高田課長、答弁もう一度お願いします。

○財政課長（高田幸樹君） マイクがこちら向いておりませんでしたので、失礼いたしました。登町の中の地積になりますので、ご理解お願いしたいと思います。

○建設課長（井上健男君） 16番、寺田議員からのご質問に答弁いたします。

地質調査の場所等についてのご質問でございます。こちらにつきましては、周辺の地盤を地質調査を行ったのですけれども、その際は当初設計と同様の良好な地質が検出されております。解体後にそちらの直下の場所でボーリングを行ったところ、当初設計と異なる地質というものが検出されてしまった状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○16番（寺田 進君） 1点目の地積測量の委託料は理解しました。

2点目、今の工事修正の件ですけれども、ではもともとは何か所地質調査ちゃんとしたのか。それで、果たして満足できる調査だったのか。いつも地質、土壤調査で何回も、ある意味では何年も様々なところで様々な案件が出てきます。そういうことを踏まえて、もっと途中で修正のないことはないのでしょうけれども、極力そうならないような方法というのはないのでしょうか。特に今回のこの場所というのは自分の、要するに町の土地です。だから、調査するのに不具合が発生するということはない場所であるにもかかわらず、こうやって修正をしなければならないということが起

こるのは何か根本的な原因があるのではないかと思われるのですが、その辺についての見解を伺いたいと思います。

○建設課長（井上健男君） 16番、寺田議員からの再度のご質問にご答弁させていただきます。

地質調査、ボーリング調査の本数と精度についてのご質問ということで、まず周辺の調査といたしましては過年度に実施した工事のボーリング調査と既存の解体する建物の周囲のところで今回実施してございますが、そちらに関しては同様の地質となったところでございまして、過年度と同様な、今回の解体する建物を挟んだ状況で調査をしておりますので、同じような土質という考え方の下、設計を進めてございました。そういう中、解体直下でボーリングさせていただいたところ、軟弱地盤が一部で検出されたという状況でございます。それに伴いまして、さらに追加で2本ボーリングを実施してございます。それもやはり同様の軟弱地盤の地質が検出されたということございまして、周辺では良好な状況が出ておったところでございますので、そういったものをそのまま使用しておったのですけれども、今回解体した建物直下において全然異なる土質が出てきたということで、想定し得なかった状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○16番（寺田 進君） 今の答弁ですけれども、ということは今後町の持ち物と言うと変ですけれども、持っているところで建物が建っていましたと。そこにでは違うものを建てましょうというときには、その建物を撤去して、要するに地質調査をしないと正確には出ませんよと。もっと究極を言えば、今公共施設が建っているところは軟弱地盤の上に建っている可能性がありますよという可能性もなきにしもあらずということですね。果たしてこういう状況でいいのかどうなのか。建てた時代背景とかいろいろなこと也有って、そのとおりにはいかないかも分かりませんけれども、公

共施設ということで、それ多くの住民が利用する場合もありますし、また町の設備が入っている場所もあるでしょうけれども、もし可能であればしっかりとこの辺の地質調査なども事前に行って、やっぱり安全な上でいろいろなことができるような策を練っていただきたいなというふうに思います。何か答弁あればお願いします。

○建設課長（井上健男君） 16番、寺田議員からの再度のご質問に答弁させていただきます。

地質調査の精度ということで、まず今回の建設予定だった建物を挟んで既存のボーリングで得た2本について良好な結果が得られたということで、そこの場所も想定した中では良好な地盤であろうということで工事を進めておったところでございます。しかしながら、建設する建物の場所の基礎を造るに当たって地耐力が十分に出るかどうかという検証の下、今回ボーリング調査を実施させていただいたところなのですけれども、そちらの結果残念ながら軟弱な地盤が検出されたということで、想定し得なかった状況でございます。こういった中で今後精度を高めるためその辺も、今回のこういった結果も踏まえまして検討していくべと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第4、議案第2号 令和7年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（枝村 潤君） ただいま上程されました議案第2号 令和7年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の内容につきましては、歳出において令和6年度の国、道支出金等の精算に係る返還金の補正と令和6年度の繰越金の確定に伴い介護保険特別会計の今後の財政需要に対応するため、介護給付費準備基金への積立てを行うものでございます。

また、歳入につきましては、繰越金に財源を求める、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和7年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,944万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億299万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年9月11日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額4,594万8,000円、22節償還金利子及び割引料4,594万8,000円につきましては、介護給付費に係る国庫負担金等の精算による返還金の計上でございます。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額4,350万円、24節積立金4,350万円につきましては、介護給付費準備基金に積立てを行うものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。上段をご覧願います。2、歳入、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額8,944万8,000円、1節繰越金8,944万8,000円につきましては、必要となる一般財源について繰越金を計上したものでございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和7年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第5、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を合わせ45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号2番、尾森議員の発言を許します。

○2番（尾森加奈恵君） 令和7年余市町議会第3回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問1件について質問いたします。答弁のほどよろしくお願ひいたします。

件名、新たな道の駅について。本町は、本年度新たな道の駅用地の整地を進めています。しかし、令和6年度に実施した基本設計は協議不成立で白紙となり、事業手法や財源確保の方向性は不透明な状況です。そこで、新たな道の駅の建設及び供用開始の見通し、事業の進め方や財源確保の考え方、さらに現在の道の駅の運営方針と完成後の方向性について以下お伺いします。

1、令和7年度は道の駅再編整備事業費9,981万2,000円を予算計上し、新たな道の駅用地の整地を進めていますが、新たな道の駅の建設と供用開始の見通しについてお伺いします。

2、新たな道の駅や本町全体への再生可能エネルギー導入に令和6年度に3,850万円をかけて作

成した道の駅再編整備基本設計の内容は活用されるのかお伺いします。

3、新たな道の駅の事業手法についてはPFI方式やDBO方式といった手法が考えられてきましたが、今後は民間資金を活用するのか、あるいは町が主体となって進めるのか、現時点での方向性についてお伺いします。

4、令和4年に公表された基本構想には道の駅のテーマ、コンセプト、運営、維持管理の基本方針、新たな道の駅による本町への波及効果などが記載されていますが、現状を踏まえた見直しや修正は行わないのかお伺いします。

5、新たな道の駅建設に向けた財源確保の方向性をお伺いします。

6、現在の道の駅における来場者数及び客単価の現状と新たな道の駅が整備されるまでの運営方針、また完成後における現在の道の駅の運営継続の考え方についてお伺いします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の新たな道の駅についての質問に答弁します。

1点目の新たな道の駅の建設と供用開始の見通しについてですが、建設時期、供用開始時期ともに未定です。

2点目の道の駅再編整備基本計画の活用についてですが、活用できるところは活用していく予定です。

3点目、4点目の事業手法と基本構想の見直しについてですが、現在サウンディング型市場調査を実施予定です。その結果を受けて、必要に応じて事業手法の変更や構想の見直しを検討します。

5点目の財源確保の方向性についてですが、可能な限り補助金、交付金を活用した中で進める方向性です。

6点目の現在の道の駅の運営方針と完成後についてですが、現在の道の駅における来場者数は年間約29万人、客単価は約360円となっています。今

後も魅力向上に努め、また新たな道の駅完成後もニッカウヰスキー余市蒸溜所に隣接し、中心地である立地特性を生かした活用方法を検討していきたいと考えています。

○2番（尾森加奈恵君） では、答弁いただきまして、1つずつ再質問させていただきます。

まず、1点目なのですけれども、道の駅の建設ですか供用開始時期は未定ということですが、現在整地しています。整地後時間が経過することで草が生えてくる、そして除草作業が必要になるですか、メンテナンスが必要になるなどの可能性がありますけれども、それについてはどのような見解をお持ちなのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

現在整地をしている状況ですけれども、もちろん長く放置することによって草とかが生えてくるかと思いますが、その点は適切に管理していく方針ではあります。

○2番（尾森加奈恵君） 未定ということではありますけれども、やはりメンテナンスを考えると早めにスケジュールを出していくことが必要だと思うのです。今までの流れですか基本構想、過去のスケジュールを確認すると、基本設計に大体1年くらいかかるって、その後実施設計と整地作業が同時に大体1年くらいかかるって、その後建物の建設に1年、そしてその後供用開始というスケジュールでずっと想定をしてきていたと思うのですが、そのスケジュール感は変わらないのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

スピード感を持って進めればいいというものではもちろんなくて、今回の道の駅に関しても長年協議を進めてきたわけですが、我がほうが求めるところと提案の間に相違があったことから、協議不成立となったわけです。事をせいで、

あんまりよくないものが出来上がるのであれば将来の負担になるわけですので、先ほど申し上げたとおり、現在サウンディング型市場調査を実施して、どのようなものが本町にふさわしいのか調査をしているというような状況です。これまで白紙にしたのはなぜそういう結果になったのかも踏まえて、ちゃんと市場調査を踏まえ、今後の将来の動向も踏まえて、将来の負担にならないような道の駅にするべくきちんと情報収集を行っているということなので、スケジュールだけ決めて、それに合わせようとすると、焦ってやってもあんまりいいことが起こらないので、きちんとができるといいうタイミングになればそれを基にスケジュール決めをしていくというような感じかなというふうに思います。

○2番（尾森加奈恵君） 承知しました。確かにスピード感があればいいというわけでもないですし、スケジュールに縛られて物事を進めることがいいわけでもありませんので、現在調査をして、今までの結果なども踏まえて、将来の負担にならない道の駅をつくっていかれるということで、1点目の質問については承知しました。

では、2件目の基本設計の再質間に移らせていただくのですが、この基本設計、昨年3,850万円かけて作成しましたが、活用できるところはするという答弁いただいたのですけれども、活用できるところはするということですが、基本設計自体がまず公開されていません。これにはノウハウが含まれているので、公開できませんという答弁を委員会のほうではいただいたのですが、ノウハウの部分を、その部分などは省いて、個人情報ですか企業秘密、セキュリティーの部分を省いて、説明資料という形にして町民に公開することはできないのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

基本設計に関しては、再生可能エネルギーの導

入を検討してきた中で基本設計を行っていったところです。ノウハウの部分に関してはマーケティングとか集客の部分で、それは別の事業者に替わったらそのまま採用するということはもちろんないと思うのですが、再生可能エネルギーの導入とかその検討結果、例えばどのような再生可能エネルギーが一番本町に合っているのか、そういうところに関しては情報を精査して、生かせるものは生かしていくという、そういう趣旨で活用できるところは活用していくというものです。そのノウハウ等が含まれていない公開できるものに関しては、もちろんこれまで出していますし、必要に応じて反映させるし、公開もしていっているというようなことです。

○2番（尾森加奈恵君） こちら再生可能エネルギー導入ということで、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金を活用していたというのは存じておりますけれども、その中で余市町にどのような再生可能エネルギーが使えるのか、つくった基本設計の中で生かせるものがあれば生かしていかれるのだと思うのですけれども、そして公開できるものは公開しているし、これからも出していかれるということだったので、これから出していかれるということで承知しました。

では、3点目の新たな道の駅の事業手法について再質問いたします。こちら現在調査をして、その後検討していかれるということなのです。私最初の質問の中で3点目の事業手法と、そして4点目のはうで基本構想の質問もしたのですが、ここ恐らく併せての答弁だったのかなと思うのですけれども、基本構想は見直さないのですかという質問には特に直接の答弁いただかなかったのですけれども、ここ同じようなことなので、恐らく併せた答弁だったのかなと思うのですけれども、検討されるということは基本構想自体も見直しになるという認識でよいのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に

答弁させていただきたいと思います。

3点目、4点目、先ほどまとめて答弁させていただいたのですけれども、事業手法と基本構想の見直しについては今、先ほども申し上げたとおり、サウンディング型の市場調査をやっているわけですけれども、その結果を受けて必要に応じて事業手法や構想を見直していくことでございます。

○2番（尾森加奈恵君）では、民間資金を活用するのかですとか、どのようにするか全くまだ分からず、今後検討していかれるということでよろしいのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君）2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど来申し上げているとおり、今現在白紙にしたので、事業手法と構想も含めて調査結果を踏まえて検討するということなので、現在まだ方向性は定まっていないということでございます。

○2番（尾森加奈恵君）では、基本構想自体がまずは修正される可能性があるということなのです。基本構想では修正した場合はまた町民に公開して、パブリックコメントなどを行う予定なのか、その辺りどのようにお考えなのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君）2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

構想が変わった際にはパブリックコメントを行うのかという問い合わせで、もちろん構想の見直しにおいては、前回府内関係者などやパブリックコメントでヒアリングを行いましたけれども、同様の方向で進める予定ではあります。

○2番（尾森加奈恵君）基本構想の中には事業手法のほかに様々なテーマですとかコンセプトなども書かれています、広く町民から愛されて、誇りの持てる道の駅になるように町民の参画、協働を促進することを基本方針とするということが書かれているのですが、この辺りは特に修正する必要はないのかなと思うのですが、このような特

に修正する必要がないところはそのまま保たれるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君）2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

尾森議員がおっしゃったような特段普遍的な価値観、もちろんどういうことになつても通用する、それについては特に変更する必要ないので、維持されるものと思います。

○2番（尾森加奈恵君）特に変更する必要がないものはそのまま維持されるということなのですが、今までずっと道の駅の再編整備を進めてこられたと思うのですけれども、住民参画ですか協働ということ、住民参加というのは本当にとても重要で、成功している道の駅を見るとやはり住民参加、住民が参加して、地域みんなの道の駅になっているというところが共通しているのではと思うのですけれども、住民参加についてどのようにお考えなのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君）2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん基本構想の中にも書かれていますが、住民参加で誇りを持てる道の駅にするのは当然の話でありますし、余市町の道の駅なので、住民も参加しながら地域の道の駅につくり上げていくというようなことは当然の話だというふうに考えています。

○2番（尾森加奈恵君）今までずっと再編整備進めてきた中での住民参加は十分だったとお考えなのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君）2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

これまでどうだったのかという話で、すけれども、必要に応じまして随時関係団体とのヒアリングも行っていますし、パブリックコメントを行っています。質問の意図としては、あなたたちは住民へのヒアリングが足りないのではないかという趣旨だと思いますけれども、そういうことはな

く、きちんと住民の話を聞きながら進めているということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 分かりました。しっかりと住民の意見を聞きながら進めていかれるということで、広く町民から愛される道の駅にしていただけたのだと思いますので、この質問は終わります。

では、5点目の財源確保の再質問に移らせていただくのですが、できる限り補助金ですとか交付金を利用されるということですが、過去を遡ってみると、まずアイヌ文化拠点施設整備交付金を活用して調査業務を行って、複数の報告書を基に基本構想を策定して、その後にエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金を活用して基本設計を作成、そして今年度は一般財源を使って整地をしているという流れなのですけれども、今後基本設計の費用と実施設計の費用と、そしてこれまた建設費用というのは変わると思いますけれども、基本構想には概算工事費が約14億円と記載されているのです。なので、大体14億円以上はかかるということが想定されるのですけれども、その都度今後基本設計ですか実施設計などをするとたびに交付金ですとか補助金を確保していくかれるという考え方なのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろんこれまで補助金や交付金を有効に活用して調査なりを行ってきたわけです。それによって町の財産ができる限り傷めないように事業を進めてきたわけであって、非常に役場のスタッフたちも頑張っていろいろな補助金を集めながらやっているということで、技術的な話ですけれども、こういうこともなかなかできる人もいないと思うので、余市町役場はよくやっているというふうに私は思います。今後も引き続きそれこそ建設費用も含めて各種補助金や交付金を使いながら町の予算を削減していくというのは当然の話であります

て、先日ワインと投資、銀行のセミナーがありましたけれども、その中でも内閣府の農水省の審議官が述べていましたが、様々な地方創生の交付金があって、建物とかにも使えるものもあるので、そういうのも使いながらやっていくということをございます。

○2番（尾森加奈恵君） 様々な交付金を活用して、できるだけ町の財政を傷めないように進めていかれるということで承知しました。地域資源の活用ですか地域の魅力を発信するという点で本当に様々な交付金ですとか補助金を探して、活用していくかれるのだと思うのですけれども、余市町には本当に様々な資源と魅力があると思うのです。私たちふだん住んでいて気がつかないのですけれども、私町外に住む方から余市に来ると魂が洗われます、洗濯のほうの洗われるです。洗われる。余市に心の洗濯をしに来ましたと言われたこともあるって、私からするとすごくよく分からなかったのですけれども、余市に来るととても何かリフレッシュできるのだなということが分かったのです。空気が違うですか、空の青さが違うですか、私たち町民からすると何でもない、当たり前にあるものがとても魅力的に感じるのだなということが分かったのです。こういう何でもないもの、そしてよく分からない、目に見えないものですとか、ちょっとよく分からない普通のものを、田舎だから空気がきれいですか、そんなふうに片づけるのではなく、様々な視点でその理由、なぜ魂が洗われるのか、なぜリフレッシュできるのかというのも理由を語ることができると何でもない当たり前にあるものが価値のあるものに変わっていくと思うのです。そうすると、その見方をしていくと活用できる交付金ですとか補助金の幅が広がっていくと思うのです。様々な視点から交付金や補助金を見つけていくことができると思うのですけれども、どのような視点で今後見つけていかれるのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

現在もちろん尾森議員が指摘するように余市に来たら心が洗われるということは多くの人が感じていると思っていまして、実際に私のところにも毎日毎日多くのお客さんが来るようになっていて、非常に皆さん気に入つて、海外からも含めですけれども、帰つていってくれると。非常に皆さん余市を好きになって帰つていってくれるわけです。このように非常に魅力的なものがあふれる余市なわけなので、道の駅に関しても目的地となるような、デスティネーション型といいますけれども、デスティネーションになるような道の駅にすべく様々な角度からサウンディングをやっているというような現状なわけです。補助金や交付金の見つけ方にも、国の地方創生の支援官という人を3名任命して、余市の担当でやっていますけれども、彼らにも様々な視点で動いてもらつて、政府は様々な補助金が多岐にわたつてありますので、詳細に探さないと出てこないようなものもあるので、より複数の視点で、複数の人員で適切なものをあらゆる目で見て探しているというのが現在の状況なので、引き続きそういうような視点で補助金も探していくということかと思います。

○2番（尾森加奈恵君） 今地方創生官の方、3名の方に、その方にも探していただいている、様々な複数の視点で補助金や交付金も探していただいて、そして目的地になるような道の駅にされるということなのですけれども、目的地になるような道の駅、何かDMOなどは考えられていないのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

DMOなのですけれども、建設とか設計とは直接違う組織なので、道の駅が出来上がつた後とかの話になるかと思いますが、必要に応じて様々な視点で見ているので、観光関係の補助金とともに使

えるところは使えるという観点からはもちろん様々な視点で可能性を模索しているということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） DMOなども必要に応じて可能性を模索されるということで承知しました。

では次に、現在の道の駅についての再質問に移らせていただきます。現在の道の駅、来場者数が29万人で、客单価が366円ということで、基本構想に掲載されていたものよりは人数も客单価も増えているなと思います。ただ、一般的な全国の道の駅の平均の客单価というのが1,000円程度なのです。それを考えると、ちょっと客单価が低いのではないかと思うのですけれども、現在の道の駅の客单価を上げるような努力は必要ないのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろんそれは客单価は高いほうがいいに決まっていますので、その努力は必要だと思いますし、きちんと業務委託しているところには客单価を上げるべく商品開発や企画などやっていただきたいとは考えています。

○2番（尾森加奈恵君） 現在の道の駅のコンセプトを確認させていただきたいのですけれども、北海道の道の駅総合サイトを私確認したのですが、そこを確認すると宇宙の不思議を体験できる道の駅、あなたも気分は宇宙飛行士、余市町ならではの旬のフルーツと宇宙食が手に入る道の駅ですと紹介されているのですけれども、こちらが現在の道の駅のコンセプトという認識でよいのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

おっしゃるとおり、現在宇宙をテーマにした道の駅になっているということです。

○2番（尾森加奈恵君） 現在のコンセプトがこ

ちらだということで承知したのですが、新たな道の駅供用開始後もこのコンセプトで現在の道の駅を運営していくお考えなのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、立地特性を生かして活用方法を検討していくことなので、コンセプトに関してはもちろん当然変わっていくものではないかなというふうに思っていますが、現在のところはまだ方向性は定まっておりません。

○2番（尾森加奈恵君） まだ新しい道の駅ができた後のことは定まっていないということで承知しました。それまでの間はずっとこのコンセプトで続けられるということだと思うのですけれども、基本構想のほうにちょっと話戻ってしまうのですが、基本構想には新たな道の駅の来場者数は40万3,589名、客単価は2,534円と記載されているのです。新たな道の駅ができたらこうなりますよということが書かれているのですけれども、今の現在の道の駅と基本構想に書かれている新たな道の駅の来場者数と客単価、随分乖離がありますけれども、まだ新たな道の駅ができるまで時間がかかりますので、現在の道の駅の運営の中で今のコンセプトはそのままにしておきながらも、一部分だけでもどのような商品やコンテンツが人を呼んで、どのような商品が売れるのかデータ取りですか、新たな道の駅の集客と客単価が向上するための試す、試験的なちょっと販売などをするような考えはないのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

客単価に関しては、町がビジネスやっているわけではないので、委託しているのは観光協会に委託していますので、そちらのほうできちんと客単価を上げるべくマーケティングやブランディングをやっていってもらいたいと思っています。なの

で、我々ふるさと納税でマーケティング、ブランディングやって、きちんと単価をめちゃくちゃ上げていますけれども、そういうことやればきちんと伸びるのが余市町ですので、もちろん伸ばせる余地はあるというふうには思っています。

○2番（尾森加奈恵君） 現在は道の駅を観光協会のほうに委託しているので、そちらのほうで努力して客単価などを向上させていくといいのではという答弁でしたけれども、そしてふるさと納税のようにしっかりとマーケティング、ブランディングをしていくことで確実に伸びるということなので、ぜひこちらも、観光協会が取り組むべきだとは思うのですが、やはり町が協力することも必要だと思うのですけれども、その辺りは今現在協力して客単価を伸ばしていこうなどという取組はされていないのか、今後されていくのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

協力という観点では、観光協会にはうちからもちろん補助金、交付金を渡していますので、そういう意味では協力はしているわけです。あとは内部の話になってきますが、もちろん何か知見が必要ということであれば幾らでも協力しますし、いつでも言ってきてもらうような体制は構築されています。

○2番（尾森加奈恵君） 今も協力していますし、今後も求められればたくさん協力しますよというようなお言葉をいただきましたので、承知しました。

では、いろいろと質問をさせていただいたのですけれども、昨年開催された道の駅再編整備に関する町民説明会には60名以上の町民の参加がありましたし、令和5年に実施された新たな道の駅に関するアンケート調査では回答数が948票と町民の関心がとても高いということが分かると思うのですけれども、町民の要望ですとか意見、今まで

町民の方はいろいろな意見言ってくださいましたので、その意見が新たな道の駅にどのように反映されるのかというところに期待を寄せている声も多いです。なので、最後に町長の道の駅再編整備への思いをお伺いして終わりたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

新たな道の駅に関しては、もちろん一つは町民のプライドの持てるような、先ほど尾森議員もおっしゃっていましたけれども、町民のみんなでつくり上げるような、シビックプライドではないですけれども、そういう誇りが持てるような道の駅であり、かついろいろな人が訪問、そこを目指してやってきて、言葉を借りるのであれば心が洗われるというか、そういうような目的地になるような道の駅にしていくべきだというふうに思っています。ただ、急いで拙速にやるといいものもできなくなる可能性があるので、その点に関してはきちんと将来の負担にならないように形式を整えながら、今述べたような道の駅をつくり上げていくということかなというふうには思っています。

○議長（藤野博三君） 尾森議員の発言が終わりました。

昼食を含め午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前1時5分

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、庄議員は身内不幸のため午後1時から退席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

一般質問を続行いたします。

発言順位2番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和7年第3回定例会に当たり、さきに通告済みの質問1件について答弁

を求めます。よろしくお願ひします。

泊発電所再稼働に関する本町の姿勢について伺います。原発と人類は共存できない、これが私たちが福島第一原子力発電所の過酷事故を経て導き出した痛苦の果ての教訓です。だからこそ地域の安全を守り、産業を盛り立て、地域の安心を担保するために私たちがたどらなければならない道は原発を再稼働させることではなく、原発を廃炉、撤去すること以外にあり得ないです。それなのに、なぜ我々は電力会社の都合のためにふるさとを失いかねない危険を背負わなくてはならないのでしょうか。どれだけ備えを続けても事故は起き得ないと誰もが言えない中、原発再稼働に突き進む電力会社の動きをただ眺めていることしか許されないのでしょうか。事故後、それまで10キロ圏内とされていた避難計画の策定は、事故の影響を受けて30キロ圏内自治体まで拡大されています。ところが、本町は原発立地から10キロ圏外ということで、再稼働に関する地元同意を得るための協議体に加わることができず、一方で地域防災計画の一環として実効性が担保できない原子力防災に関する避難計画の策定を求められています。これは、明らかに不合理と言わざるを得ません。私たちは、万が一の事故の際には大きな影響を受けかねない立場として再稼働の是非に関する自治体としての見解を述べ、地元同意を取り付ける協議体に参加し、動かしてはならないと意志を貫くべきではないでしょうか。今私たちは開拓時代よりはるか以前から日々と築き上げられてきた私たちのふるさとを一步間違えば失いかねない、重大な危険を抱えかねない状況にあります。およそ1万7,000人の町民の命と暮らしを預かる者として町長の見解を求めます。

1つ、福島原発の過酷事故後、それまで10キロ圏内とされていた避難計画策定は30キロ圏内自治体まで拡大されました。再稼働に関する地元同意を得るための協議体に加わることができずにい

ます。我々にはこの問題に関する説明を受け、公然と意見を述べる権利があると考えます。この矛盾と不合理をどのように考えているのか。

2つ、現状本町は再稼働の地元同意に関する協議体に参加できていないが、再稼働同意に向けた協議体への参加意思について。

3つ、そもそも町長は再稼働の是非についてどう考えているのか。30キロ圏内が帰宅困難区となるような事態を想定した場合、全住民を確実に避難させることができると町長は考えているのか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答えて答弁します。

質問の1点目と2点目については関連がありますので、一括して答弁します。泊発電所再稼働の地元同意に関する協議体についてですが、その範囲についてはUPZを最低限とし、事故の影響が予想される自治体が含まれるべきと考えているところですが、最終的には国が責任を持って対応すべき事項であり、このたびは国において北海道と立地4町村に対して地元同意の要請が行われたものと認識しています。

3点目の再稼働の是非についてですが、このたび原子力規制委員会において原子炉設置変更許可が出されたことは一定の技術的安全性が確認されたことを意味すると認識しています。町としては、町民の命と暮らしを守ることを最優先に今後の動向を注視しつつ、国や道、関係機関と連携しながら慎重に対応していく必要があると考えています。また、万が一事故が発生した場合の住民避難については、日頃より北海道と連携しながら防災訓練を重ね、様々な検証を重ねることで問題解決を図るとともに、課題に対しては北海道を通じて国へ要請するなど避難の実効性の向上にも努めています。

○14番（大物 翔君） 2012年の8月から2015年の2月の終わり頃、正確には3月の頭までですけれども、私帰宅困難区の隣の町に住んでおりまし

た。事故が起きた当初私は北海道にいましたので、実際に避難した経験はないのですけれども、ただ私自身は、何とか逃げてきた人たちが多く移り住んでくるわけです。その中で3年間生活を実際にしてきて、その地域がどうなってしまうのかというのをこの目で見て、体験してきました。その見地も踏まえながら質問を続けたいと思います。

まず、1点目と2点目を一括で答弁していただきましたけれども、UPZ圏内が含まれるべきである。ただし、国が責任持って対応する問題だと。あなた自身はどう考えますか。我々は入るべきだと考えますか。そうではない、国がやればいいのだという立場に立ちますか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

この点に関しては、先ほども申し上げたとおり、事故の影響が予想される自治体が含まれるべきだというふうに考えていますので、いわゆる立地自治体だけでなく、広範囲な影響を受ける周辺自治体、すなわち我々に関しての意見も尊重すべきだというふうには考えています。

○14番（大物 翔君） そのためには、やはり協議体に入っていく必要があると思うのです。うち記者クラブ持っていないのですけれども、町長が例えばそうするべきであるというふうに言うことはできると思うのです、そういう場所を使って。ただ、協議体に入らないことには、そういう意味ではそういう意見もあるのですねで終わってしまうおそれがあるのです。前回の大きな事故であれば余市も30キロ圏に入ってしまうですから、当然影響は受けるだろうと、最大クラスが来れば。であれば、入れるとまず言うべきではないでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

同意の範囲に関しては、先ほど申し上げたとおり、他の周辺自治体の意見も広く尊重すべきだと

いうふうに考えていますけれども、その点は国のはうで整備をするところでありますので、もちろんそちらの制度体制については国のはうでやって、入れると言うべきではないかということなのですけれども、その点の制度の設計については国のはうできちんと我々の意見も酌み取って考えてほしいというふうには思っています。

○14番（大物 翔君） 分かりました。

そうしたら、1番、2番も含めて3番目のはうも含まきて入っていくのですけれども、先般電力会社が地元説明会を開きました、3日の日に、うちの公民館使って。結局時間いっぱいやったけれども、終わらなくて、延長して、ただこれ以上はもう施設借りれないよということで8時半過ぎに終了したわけなのですけれども、そこで出されていた意見はご覧になりましたか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

住民説明会が行われたことに関しては、9月3日と10月5日ですけれども、概要に関しては私も把握しています。

○14番（大物 翔君） その中で様々な方がいろいろな角度から電力会社の担当者の方々に質問をしているわけなのです。ほとんど全て再稼働すべきではないと取れる内容でした、少なくともそこに参加された方の意見として。ただ、皆さん本当に我が事として考えいらっしゃるのだなというのをすごく感じるお話ばかりで、残念ながら電力会社の返答としてはそれらにちゃんと答え切れていないのです。彼らはあくまで動かしたいという立場ですから、どんなことを言われようともそれは分かっております、そういうことを教訓にしながら進めてまいります、安全が第一なのです。安全性の向上に終わりはないのですと。彼ら規制委員会が丸だと言ってもそこで終わりではないのですとは言い続けてはいるのですけれども、その不安に応える返答は残念ながらなかったので

す。ここで大きな食い違いが起きていると思うのです。彼らは動かしたいという考え方の下で説明会をやるわけですから、当然それに沿った返答になるわけです。ところが、30キロ圏とて地元の人たちとしてはそうは考えていない。先ほど町長おっしゃったように、十分に意見を酌んでもらいたいと。であれば、どういう形でそれを出していけばいいでしょうか、自治体として。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど住民説明会の話をされていましたが、一方は動かしたい、一方は動かしたくないという、そういう話だったと思います。大物議員の議論の前提には、住民説明会に来ていた人たちは動かしたくないという説でしたが、彼らの意見が全ての住民の意見とは限らないわけです、もちろん。だから、この問題は白黒はつきりさせるようなものではもちろんなくて、その間に非常に複雑な議論が絡み合うわけです。先ほど行政報告でゼロカーボンの話もさせていただきましたけれども、そして現在A Iの活用によって非常に電力の需要が高まっているわけです。A Iなんて電力ないと動かないわけですから。物価も上がっていると。燃料費も上がっていると。このような中でどういうエネルギー政策をしていくのかというような全体の経済、社会構造、そういう話をしながら複雑に絡み合っている議論をしていかなければならぬということは、もちろん単純にやりますか、やらないですかというような議論ではないわけです。そんな中できちんと、安全性の確保というのは私何度も言い続けていますけれども、それが前提であって、それが確保できないのであれば駄目ですということに尽きるわけです。そういう観点から今後泊原発の再稼働に関してはもちろん事故の影響が予測される自治体に関してはきちんと意見聞いてくださいねと。私も安全性が第一ですよと言い続けているわけなので、そういうのも踏ま

えて、きちんとその点の確保をしっかりと原子力委員会等で見ていくということが大前提の議論になるのではないかというふうに思います。なので、結論から言うと、単純な議論でないというのはもちろん大物議員も分かっていると思いますが、その点全体としての社会構造、エネルギー政策をどう捉えていくか、その中で余市町の役割としては影響が及ぶ自治体なのだから、きちんと我々の意見、もちろん安全性を第一にということありますけれども、きちんと酌み取って、尊重してねと言い続けることではないかなというふうに思います。

○14番（大物 翔君） それは、確かにそのとおりだと思います。ただ、国全体のエネルギーも確かに重要だし、電力需要の高まりそのものは確かに異論を挟む余地はないのでございますが、ただ我々とすれば余市町に住まう住民の命と暮らしと安全をどう確保するかというのが最優先でございます。もちろんエネルギーの問題はあるのだけれども。だから、その視点から考えていったときに、残念ながら今の原子力というのは技術そのものが未完のものであると。これ私が言ったのではなくて、日本学術会議が言っているのですけれども、17年に実は日本学術会議がこれに関する提言を行っているのです。少し抜粋してお話ししますと、再生可能エネルギーについては基幹的なエネルギーにしていくことが重要なのだと言って、その次の段で原発のリスクについてその危険性が受容可能な分析、リスクが顕在化することによる損失の回避や軽減への不断の努力が必要なのだと。さらには、それができないのであれば原発を稼働していくことはできない。さらには、原発というものはある範囲の人々に犠牲を強いるシステムなのだと指摘しているわけです。特定の地域や職務に集中し、将来に及ぶ原発によるリスクや不利益をどう考えるか。社会的な倫理問題に向き合う必要があるというような趣旨のことを報告書で述べて

いるのです。

3番目にも移ってまいりますけれども、先ほどではそもそも我々何かあったとき逃げれるのですかという話を冒頭申し上げたのですけれども、町長としては規制委員会の判断としては一定の安全性は確保されているのだと。北海道だとかと日々連携して、調整したり、訓練したり、検証しながら避難計画についても実効性を向上させていくのだと。続けていかなければならないのだという話でございますけれども、では現状確実に我々が逃げ切れるだけの実効性のある避難計画はできたと胸を張って言える状況でしょうか。私は、できていないと思うのですけれども。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

今引用していただきましたけれども、メリット、デメリットをきちんと把握すべきというのは趣旨の一つであり、安全性に関しては不断の努力を続けていくべきだということを指摘の中でおっしゃっていたとおり、常にこの問題はもちろん不断の努力を続けながら安全性を確保していくとともに、何か起きたときのリスク管理も常に不断の努力をしていくべき問題なわけです。なので、一旦避難計画ができたから胸を張って言えるかという問い合わせに対しては、もちろん常に不断の努力を続けながらアップデートしていくものなので、常に進化し続けるわけです。そういう意味で常にアップデートされるわけなので、一つの避難計画をつくって終わり、それを神棚に載つけておけばいいという話ではなくて、常に変更を続けていくものなので、どの時点でもって完成したとか言えない問題なわけです。そういう意味において、日頃より北海道や国と連携しながら常に情報を更新している、そういう意味です。

○14番（大物 翔君） 本題に入る前に、ちょっと今お話しいただいたので、ついでに伺いたいのですが、町長の考える原発のメリットとは何でし

よう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん今電力の需要が高まっているわけです。化石燃料の利用によって地球環境の温暖化やCO₂の排出も高まっているわけです。先ほどのゼロカーボンの観点からいいたら、原子力発電所については、もちろんリスクの面を考慮しないで言うと、ただ電力のソースという観点だけでいたらCO₂の排出量が化石燃料に比べて低いわけですし、また電力をつくり出す費用も低く済むというような経済的、そして社会環境的なメリットは一方である。メリット、デメリットをきちんと考慮をしなければいけないわけであって、大きなデメリットとしては、先ほど学術会議の中でも指摘されているとおり、特定の地域、人々に負担を強いる可能性があるだとか、事故が起ったときのもちろん大規模な影響力が非常に大きいというようなデメリットもあるわけです。そういうメリット、デメリットを現在の経済社会情勢に照らし合わせながら、どういうエネルギーMixが一番必要なのかというのをきちんと重層的な議論をしていかなければならぬわけがあります。今メガソーラーの話とか問題になってますが、再生可能エネルギーだけではもちろん貰えない点もあるし、再生可能エネルギー自体も自然を破壊するというリスクもあるわけです。そういう中でどの電力ソースをどう活用していくのか、重層的な議論が必要というのはそういうことだと思いますが、私別にメリットだけを誇張して稼働すべきと一言も今言っていないですから。メリット、デメリットを比較しているだけであって、そういう意味でもし再稼働するのであれば、きちんと安全性第一ですよと。きちんとしないとそれは承認できないよということはもちろん言い続けているわけなので、その点は重要な一つのファクターではないかというふうに思っていますし、ご指摘の学術

会議の方からも指摘されているところだというふうに思います。

○14番（大物 翔君） 全く何も問題が起きなくて、ただ動いているだけの状態であれば、町長も分かった上でおっしゃっているのは今話聞いていて承知しましたけれども、ただ様々な製造物というものは後片づけまでやっぱり考えた上で、それこそ複合的に考えなければいけない要素だと思うのです。電気代高いのだから、あれを動かすことによって何とか下げれないかという、これはみんな本当に生活が大変だから、そういう気持ちになるのは分かるのです。ただ、では原発は本当に安いのかいという話になるわけなのですけれども、もう既に経済性は失われているのではないかという話さえあるわけなのです。今龍谷大学の先生されている大島堅一さんという方が2019年の年末、新聞のインタビューに答えているのですけれども、原発の安全性と経済性というのとはトレードオフの関係だと。二律背反の関係なのだと。これまで、安全対策を軽視して経済性を重視してきたと。福島原発事故後は、それは成り立たないということで安全性を重視しなければならなくなつたのだが、そうすれば経済性が失われてしまうと。いわゆる追加の安全対策費ということで関連費用どんどん膨らんでいっていますけれども、この当時はバックフィットという制度を規制委員会が求めたという頃の話なのですけれども、ゼロから新しく造る建物に対するパターンと今既にある建物に附帯してつけていくというのではちょっと成果が変わらんだろうと。館野淳さんかな、昔中央大学の教授されていたという方がそれについても指摘をしていて、普通の技術は失敗に基づいて進んでいきますが、原発の場合失敗に基づいて技術を修正することがされてこなかったと。今後も困難でしょうと。先ほどの学術会議の話につながっていくのですけれども、結局絶えず最新の安全対策を適用することが重要であって、それらの額が事前

に予測可能なものとはならない。これ学術会議が言っているのですけれども、ゆえに原発は未完の技術であると。現実私たち北海道に住んでいますけれども、6月に北海道議会で原子力の対策等に関する一般質問が行われているのです。共産党の真下紀子道議がやっているのですけれども、2024年、去年の終わった時点での、2024年度だから、3月までです。2012年から24年度までに既に電力会社は安全対策費に3,199億円を投じていると。これはいわゆる対策費というやつです。それとは別に動いていない原発を維持するために経費がかかっているわけです。こちらの金額が8,368億円で、この2つの数字合わせるだけで1兆1,500億円に達していると。これ道議会での答弁なのですけれども、その上でさらに最近の規制委員会の審査が通ったときに出でてきた費用が6,270億円、これから投じる予定のお金も含めてと。さらに、港も新しく造ると言っている。この間の電力会社の説明会の際にも、満度まで原発を動かして、果たして元は取れるのですかという質問した方がいるのです。取れるというふうに彼らは答えるのです。ただし、彼らの頭にあるのは、どうも話を聞いていると3台全部稼働させ、耐用年数目いっぱいまで動かしたら元が取れるというふうに受け取れるような言いぶりだったのです。そこまでしないと安全性も確保できないし、経済的な合理性も出せないとすれば、これ方向転換する必要があるでしょう。ましてそれによって影響を受けるのは事業者のみならず、近隣10キロ圏内の人たちのみならず、私たちも影響を受けるわけだと。

それで、3番目の話になるのですけれども、不斷の努力によって防災避難計画をバージョンアップ、アップデートしていくなければならないのだと。私がさっき今の時点である程度のめどついたと言えるのかと聞いたら、常に向上させていく必要があるのだとおっしゃっています。そこで、聞くのですけれども、これは余市町が悪いわけでは

ないのです。北海道に大いに問題があると思っているのですけれども、我々が持っている地域防災計画、これの基になっているのは北海道が定めている防災計画なのです。こちらと余市町が今出している地域防災の原子力対策編、この間一部修正になりましたけれども、これを見ましても実効性が実は私は確保できないと思っているのです。なぜかというと、まずこの第7章の26ページを開くと、どうやって避難していくのかというフローチャートが書かれているのです。基本的な避難経路という形で図にして示しているのですけれども、高速道路、国道5号、フルーツ街道、赤井川通、これらを使ってまず逃げていくのだと。そして、これでは小樽市を経由してつど一むへというふうになっているのです。問題は、どの経路をどの手段を使って何人を移動させることで何時間以内に全町避難は完了できるというシミュレーションがされていないのです。道にもこれはないはずなのです。バス事業者と協定を結んで、バスが来るようには確保はしているとは言われてはいるものの、ではそのバスは実際要請可能台数は何台かということで、この間の説明会の際に電力会社の方が答えていたのが後志で4社あるのですと。1,027台ですと。後志周辺です。石狩、胆振、渡島、檜山など含めたらさらに53社あって、2,181台要請可能であるとしているのですけれども、果たして救出の手が来るまで私たちは何日間ここにとどまらなければならないのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

避難計画に関しては、先ほど来申し上げているとおり、道や国と連携しながらきちんと計画を立てているわけであって、きちんとその計画をつくっているわけです。具体的なオペレーションで何日間とどまらなければいけないのかというような問い合わせですけれども、それに関してはきちんと計画に基づいて避難するわけなので、誰の視点で言つ

ているかは定かではないので、この場で誰が何日間とどまらなければいけないというのは明言することは困難ですけれども、いずれにせよ避難計画に関しては常にアップデートしながらつくるということあります。

○14番（大物 翔君） あまり他団体のことを批判するのは恐縮なのですけれども、どうにも私北海道の防災計画とか見てもつくるだけで満足してしまっている節が、これ私の感想ですけれども、だから紙の上で一生懸命つくってはいるのだけれども、いろいろ訓練も検証もされているのでしょうかけれども、少なくとも今時点ではそれが確固たる実効性を持って動かせるものではないだろうと。まして道がないのです、ちゃんと逃げる道が。何本かはあるけれども。小樽を除いて30キロ圏内だけで数えても万単位で人が住んでいるわけなのです。いろいろなルートから避難することになっていますけれども、少なくとも余市町だけでも1万7,000人近く人が住んでいるのです。北後志だけでももっといるわけです。それらが一斉に逃げねばならぬ、そうなれば恐らく全ての道路は交通障害を起こして、にっちもさっちもいかなくなるだろうと。30キロ圏のみならず、隣町も含めて逃げようという人が仮に出てきたとしましょう。そうなれば、町を出ることは運よくできてもそこから先に進めない。延々続く渋滞の中で我々は危険な目に遭わされるおそれがあるわけなのです。小耳に挟んだ話では、余市町としてもその辺をちゃんと手当てしてくれというふうにどこかの会議体で言っているような話も聞くには聞くのですけれども、そういったインフラ含めた経路の整備というものは余市町としては道に求めたりはしているのでしょうか。求めているとすれば具体的にどういったものを求めているのか、答えられるのでしたら教えてほしいです。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん道路の整備、避難に必要不可欠なので、その点の要望は常に行っていまして、道路に関しては様々な場面で原発からの避難を引き合いに出して、きちんとインフラ的に支障のないように整備をしていってくれというふうな要望は常に行っています。

○14番（大物 翔君） 私の住んでいる家の近所に中通り2号線あるのですけれども、おかげさまで道道ということに、今少しづつ拡幅に向けて整備進んでいるところなのですけれども、電力会社がめどとして動かしたいと言っている時期というのはあと僅か2年後なのです。私の近所に住んでいる道路もだんだんと整備は進んでいっているのだけれども、これだって1年、2年では終わらないのです、そこまで膨大な距離があるわけでもない元町道でさえ。となれば、国道や道道、都市間をつないでいる道路をでは整備しましょうとなつたところで、2年間でとても終わるはずがないのです。調査するだけでもっと時間かかるはずです。となれば、電力会社が希望している年限と現実にそれに応えられるかどうかという時間軸には著しい乖離があるのです。それなのに、事業者は事業者として自分たちの考えでやっているから、自分たちの時間軸を設定するわけです。ところが、私たち住んでいる者と自治体からすれば、その年限でやつてしまつてはとてもではないけれども、安全性なんて確保できないよと。万が一の備えも十分ではないのだよと。そういう隘路に入ってしまっているのです。そうであれば、私はやっぱりではどこまでいったらそれができるのだという話になるのです。事故後の私の経験からすると、それは少なくとも私たちが生きている時代には無理だと。だから、私は原発と人類は共存できないってよく言うのです。これは、私が所属している政党がそう言っているからではないのです。私自身が経験してきた体験からきている言葉でもあるのです、私が言うときは。私たちの技術では後片づ

けまで含めて、今の時点では解決できないのです。そうであるならば動かすなど。少なくとも準備さえ我々はできていないのだと。申し訳ないけれども、エネルギーの安定を通じて国策に貢献したいと言っていました。それはそちらで考えていただくことであって、我々の生活の安全とは別問題でございますと。よしんばそうやって自分たちの意向で進むのであれば、我々は公然とやめてくれと言わなければいけないわけではないですか。なぜ私たちがふるさとを失いかねない危険を冒してまで、そうなってしまうのです。だからこそ私ははつきり言っていただきたいのです、あれは動かしてはいけないと。どうですか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

体験に基づくお話というのは分かりましたし、そういう思いがあるというのも分かります。一方で、議論を混同させている面も散見されますが、要は安全性というのはいろいろな側面の安全性があって、私が言っている安全性というのはもちろん原子力発電所が安全に稼働するのが前提というわけであります。タイムライン的にもちろん道路整備とか時間がかかるのはかかるけれども、避難計画のことも言って、避難をするためのインフラも常に整えてくださいね正在するわけです。住民避難の安全や住民の安全の確保という観点と原子力発電所の安全性というのは、事故が起こらないように安全にやってくださいねというのはまた別の話なので、そこを混同したら議論がまた交錯してしまうのですが、動かすか動かさないかという単純な話ではないと私は言いましたけれども、全体の中での、もちろん余市町自体もエネルギー使うわけです。様々な業種で泊原発が稼働時と現在での比較では1.六、七倍電力が上がっているわけです。影響を受ける事業者もいると。みんなが止めておいてほしいと思っているわけでもないという、多様な意見がこの世の中には存在する

わけです。そういうのも踏まえて、仮に国のほうで動かすことなのであれば、周辺自治体としてきちんと安全であることを確認しながらやると、それが大前提だということは言っているわけです。なので、まとめますと、余市町の中にも大物議員のような意見の人もいるし、もちろん商売をやっている方とかは本当に電力が上がり過ぎて、1.7倍とかになっているわけだから、困るので、動かしてほしいと。多様な意見あるわけです。その中でどうバランスを取りながら議論を進めていくかと、そういう議論になってくるのではないのかなというふうに思います。

○議長（藤野博三君） 大物議員の発言が終わりました。

発言順位3番、議席番号5番、内海議員の発言を許します。

○5番（内海富美子君） 令和7年余市町議会第3回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問をいたします。

件名、余市町自治体デジタル・トランスフォーメーション推進について。余市町自治体DXに関する全体方針が令和4年度から令和7年度で計画されました。国は、各自治体DX推進手順書参考事例集を令和7年6月にバージョンアップし、各自治体が参考にしやすいように体制整備、人材確保、育成、内部DX、共同調達の5つの観点で整理した上で、最新の取組を充実化させています。全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するところ、これらの国の動向を踏まえ、町として取組を推進する必要があると考え、以下伺います。

①、自治体情報システムの標準化、共通化について、標準準拠システムとガバメントクラウドは導入できたか。

②、行政手続のオンライン化の進捗と利用状況について、本町のマイナンバーカードとマイナ保険証の令和5年度から今年度の取得件数、取得率

の推移について。

③、文書の電子化や電子決裁の導入など業務効率化の取組の進捗状況について。

④、余市町公式ラインを使ったオンライン申請の利用者は増加しているのか。

以上、お伺いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁します。

1点目の自治体情報システムの標準化、共通化並びに標準準拠システムとガバメントクラウドの導入についてですが、自治体情報システムの標準化については対象20業務のうち本町該当の18業務全てが令和7年度末までに標準準拠システム移行予定です。ガバメントクラウドについては、戸籍、戸籍の付票を除く16業務が標準化と同時にガバメントクラウドに移行します。戸籍、戸籍の付票については、ガバメントクラウド仕様に準拠したベンダークラウドを利用します。

2点目の行政手続のオンライン化の進捗と利用状況についてですが、マイナンバーカードの取得件数及び取得率は令和5年度末で人口1万7,073人中、保有枚数1万1,808枚、保有枚数率は69.2%、令和6年度末で人口1万6,829人中、保有枚数1万2,379枚、保有枚数率は73.6%、令和7年6月末で人口1万6,859人中、保有枚数1万2,436枚、保有枚数率は73.8%、令和5年度末から令和7年6月末までの登録状況は628枚、4.6ポイントの増となっています。また、マイナ保険証の登録状況については、各医療保険者で把握しているところですが、本町の国民健康保険の場合であれば令和5年度末加入者数3,798人中、登録件数2,144件、登録率は56.5%、令和6年度末で加入者数3,592人、登録件数2,275件、登録率は63.3%、令和7年6月末で加入者数3,571人、登録件数2,294件、登録率64.2%となっており、令和5年度末から令和7年6月末までの登録状況は150件、7.7ポイントの増と国民健康保険中央会より情報

提供を受けています。

3点目の文書の電子化や電子決裁の導入など業務効率化の取組についてですが、本町では令和5年度より業務効率化のための電子決裁システムを導入しており、電子決裁の利用が進むことで文書の電子化も促進されることから、今後も利用件数の向上に努めます。また、令和6年度より勤怠管理についてはマイクロソフトのチームスにより実施しており、業務の効率化に努めています。

4点目の余市町公式ラインを使ったオンライン申請の利用者についてですが、令和5年10月のサービス開始以降順次対象手続を拡充し、健診予約の手続やアンケート調査などの申請内容によっては一定の利用が見られますが、全体的な利用率は低い状況です。

○5番（内海富美子君） ありがとうございました。自治体情報システム標準化、共通化ですけれども、全体方針が、令和2年度から計画が進められていて、令和4年から今年度までの間にスケジュールが立てられていた中で、余市町もそれに向かって進めてこられていると思いますが、これと一緒にちょっとあれなのですけれども、自治体DXの推進手順書参考事例集なども総務省などから出されていて、後押しというか、そういう状況も強くされているのだと思うのですけれども、この手順書等を進めるに当たっては、令和7年度もデジタル活用推進事業債などが創設されていて、余市町ではただいま基幹事例の18項目までが進んでいるということでご報告いただきました。あと、地方公共団体のネットワーク構成が国の方針によって3層分離といったことでマイナンバー利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系に分けて、それぞれのセキュリティーレベルに合った利用することになっているというようなことが書かれておりました。これに合わせて今日余市町の担当者の皆様方は18項目まで進められているということですが、この中でも共同調達のシス

ムとかにはどのぐらいのものを利用しているのかお伺いしたいですけれども、お願ひいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

共通項目には何を使っているかということですけれども、先ほど申し上げたとおり、20業務のうち18業務が共通項目ですけれども、それをやってはいるのですが、対象外のもの2つは、生活保護と児童扶養手当だけを除いてはシステム標準化でやっています。

○5番（内海富美子君） すみません。共同調達の分はセキュリティーのところで北海道と一緒に179市町村が取り組んで入って、人口割によってシステムの利用料を納めているようなところもちょっと調べたところなのですが、そういったセキュリティーの部分で利用しているのかと思って、ちょっと質問をいたしました。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ちょっと質問の意図がよく分からなかったのですけれども、システムの共同調達の話ですか。だとしたら、道央圏の共同調達で横展開の推進に努めていますし、それ以外の、先ほども申し上げましたけれども、戸籍の付票システムに関しては余市の場合は富士フィルムのベンダークラウドを使っているということでございます。

○5番（内海富美子君） すみません、明確なところで質問できなくて。

すみません。ずっと私の本日の質問はつながっていくので、次に行政手続のオンライン化の利用状況のことについてたくさんデータいただきまして、ありがとうございました。自治体の情報システムのオンライン化にはマイナンバーカードの登録が何よりも重要だと考えております。それが大事なことだと思いますので、ここでの質問をいたしました。これによって18の部分はいろいろ標準化なりがシステムでできているようなのですけれ

ども、この後毎年毎年5、6、7年度は登録、取得率も上がっておりますが、あと残りの二十数%、三十数%をどのように進めていかれるのか、お考えがありましたらお知らせください。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

要はマイナンバーカードの所有率を高めるための施策ということですね。だとしたら、普及促進することによってデジタル的なメリットが享受されるということを、利便性が向上するということが一番のメリットですので、そういう点をきちんと伝えていくことが重要なのではないかというふうに思っていますので、その点マイナンバーカードを持つことによって簡便な行政手続になることが一番メリットがあるので、そういうふうなことを発信していくことが取得率の向上につながるのではないかというふうには思います。

○5番（内海富美子君） こここのところで自治体フロントヤードの改革推進についてちょっと一言申し上げたかったのですけれども、本当に住民の利便性と、それから職員の業務の効率化を図っていくことと持続可能な行政サービス等々のことが進められてくると思いますので、その前にこんな取組でオンラインの申請ですか、予約システムの導入とか、マイナンバーカードの利用促進もそうですけれども、ワンストップ窓口とか等々、書かない窓口やキャッシュレス化とか様々ありますので、これが余市町ではリモート窓口やオンライン相談の実施ですか、そういうものがどこまで今進んでいるのかお伺いできますか。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

リモートでできる手続ですけれども、マイナンバーカードを利用した申請とかについては、余市町のラインありますけれども、それで住民票の写しですか、印鑑証明書の写しですか、納税証明書の交付ですか、固定資産評価証明書ですか

か、公課証の証明などができるわけです。

○5番（内海富美子君） すみません。次にまた関わってきますけれども、3番目に質問いたしました文書の電子化や電子決裁の導入などについてですけれども、余市町ではシヤチハタクラウドを利用して府内の決裁デジタル化を進めてこられているというのを拝見しました。それで、このシヤチハタクラウドを選ぶに当たって使いやすさもそうですし、コストの面でも格安ではない。ほかの何社か比べたにしても安かったことなのだと思うのですけれども、これやっぱり使いやすさというか、広めやすさというのが、簡単な言い方ですけれども、それが役場庁舎の様々な部署に浸透させることができたというところがあるのかということで、これを選択して、今どの程度のところまでこれでどんどん進めていくのかと、セキュリティーというか、メンテナンスについては年1とか、そういうような感じで進められているのか確認したいのですが。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

シヤチハタクラウドを使っていますけれども、利便性が高いから使っているというわけでは別に、私もシヤチハタクラウドで決裁していますけれども、必ずしも別にそうではなくて、早いのは別にショートメッセージとかで送るのが一番早いのですけれども、文書管理規則だとか文書の保存だとか、行政の一応文書管理規則があるのですけれども、それに準拠する形での、セキュリティーも担保した上でのシステムということでシヤチハタクラウドを電子決裁導入当初から使っていまして、セキュリティーの面では定期的にもちろんメンテナンスを行っているというような状況です。

○5番（内海富美子君） 分かりました。ありがとうございました。

それで、4番目の余市町の公式ラインを使ったオンライン申請の利用についてのところだったの

ですけれども、これをなぜ質問したかと申しますと、高齢者の方々にも、私も結構これは利用させていただいております。そして、高齢者の方がやっぱりスマホを使ってこういうのを利用して健康診断を申し込みますとか、行事に参加するとか、アンケートに協力するとか、何かなかなかできないところがあるので、簡単に何が一番使いやすいのか、QRコードを使ってとかマイクでこういうことが知りたいのだとという、そういうところをもっともっと高齢者の方やら使っていない方々に周知、広報のところにもついていますけれども、もっと簡単に一番大事なところを利用できるような働きかけができないものかなと考えておりますし、こここのところにも注視しました。そして、このたびは夏の暑さで熱中症警戒アラートも2度ほどラインのほうから知らせがありましたので利用しましたし、8月27日には、ちょっとあれ忘れましたけれども、避難訓練のような形で、大川町か何かが津波のあいでマンションとかの屋上に避難する訓練もしたということで、そういうのも入ってきますが、なかなか浸透していないので、そのところを何とか一番簡単な方法で利用できるように町民に働きかけのようなことを考えていただけないか伺いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ラインの手続がまだまだ伸びていないということで、できるだけ分かりやすくというような発言の趣旨かと思いますが、もちろん住民説明会の申込みとか、そういうのは多いですけれども、それ以外だったら健診予約が一番多いのかな。次は粗大ごみの収集とか20%近くの人が使っているわけですけれども、あとに関してはラインというより直接窓口に来る人のほうがまだ多いというような状況です。需要の状況見ながらより使いやすい方向に改善できるのであれば改善していきたいというふうに思います。

○5番（内海富美子君） 最後に、令和7年度の本日までというか、中であとどの程度のこと進めていかれる予定か。財政課のお知らせを見たところ電子契約システムを利用しているようなところのご案内もありましたので、日々いろいろなことで利用されてきていると思いますので、今この後最も大事に、大切な、今急ぐというか、DXの中のもので進めていかなければと考えているものは何かを質問と、先ほどは結局デジタルディバイド対策ということも、もっともっとこういう機器を使えない方が減って、せっかくの余市町の、なかなかラインの申請とかいろいろな政策のこととかもすぐ出てきて、とても利用しやすいので、そのことをもっともっと知っていただきたいというところもありますので、最後に今この先もっともっとどんどん、どんどん進化していかなくてはいけないことがまた国からも来ると思いますので、先ほど言いました補助金のことなんかも大いに利用して、この先のこと、一番今やらなければと思っているところの施策についてお伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

DXの推進はやはり業務の効率化に尽くると思うのですけれども、行政機関、文書に関するペーパーワークが多いのですが、割と人間でなくてもいいというのは結構多く、様々な行政の文書はAIに任せれば全部やってくれるというのが、実際そういう状況なのです。なので、AIも組み合わせながら各書類、それ全部自動的に処理できるような形にやることによって行政の相当な効率化が、恐らく私が自分で見ている感覚では90%以上は多分労力が削減できるのですが、それで空いた分の人手を別のところに割り当てられます。例えばデジタルディバイドの解消のために高齢者を支援するとか。そのように人間があんまりやらなくともいいような仕事はAIに任せながら、きちんと

と住民サービスを高めていくということがデジタル化に必要なことなのではないのかなというふうに思います。

○5番（内海富美子君） いろいろありがとうございます。本当に町民がやっぱりこぞって一緒にいろいろなものを使って、便利ないいシステムを利用して、申込みですとか窓口のそういう業務なんかもだんだん、だんだんリモートとかで、人口も少なくなっていますでしょうし、そこそこの自治体の規模にもよるのでしょうけれども、公民館とか郵便局を利用してそういう手続を利用しているというまちもあるようですので、高齢者も頑張っていろいろなチャレンジして、手續をして、利用して、役場のお仕事がよくよく回るように、そしていろいろなところに反映していただけるように希望を持って皆さんにいろいろ周知していきたいと私も考えております。ありがとうございました。

これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤野博三君） 内海議員の発言が終りました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

順次発言を許します。

発言順位5番、白川議員の発言を許します。

○15番（白川栄美子君） 第3回定例会に当たり、さきに通告しております1件について質問させていただきます。

件名、5歳児健診導入について。5歳児健診の必要性は、これまで議会等で訴えてまいりました。進まない背景として、医師や臨床心理士の確

保が難しいとのことでした。昨年第4回定例会で国から健診費用の一部補助を含め、5歳児健診ポータルサイトの活用について提案させていただきました。答弁として、5歳児健診を考える上で有用なサイトと考えている。モデル事業の取組を注視しながら健診導入に向けて調査研究するとの前向きな答弁をいただいたと思っております。そこで、以下お伺いいたします。

①、昨年から今年の発達障害者数の推移について。

②、3歳児健診で発見できなかった子供で、就学前に発達障害と分かった子供、またグレーゾーンと思われる子供は何人いたのか。

③、過去の答弁で保健師のスキルアップに努めると言われておりましたが、どのような取組をされたのか。

④、ポータルサイトの活用についてどのように検討されたのか。

以上、1件についてご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の5歳児健診導入について答弁します。

1点目の昨年から今年の発達障害者数の推移についてですが、発達障害者として市町村別の公式な統計がなく、正確な人数は把握していませんが、発達障害に関する相談の現状として、北しりべし相談支援センターにおける相談実績では令和6年度末で相談件数が61人、令和7年8月末現在で72人の相談がありました。

2点目の3歳児健診で発見されなかった子供で、就学前に発達障害と分かった子供の人数ですが、過去2年の就学児童の中で3歳児健診後就学前に支援が必要な子供はいませんでした。また、グレーゾーンと思われる子供については、特定の診断名や判断基準がないため一律に把握することが困難であり、人数の把握はしていません。

3点目の保育士のスキルアップについてです

が、日本小児保健協会等が主催の1歳児、5歳児健診研修会、母子保健指導者養成研修、妊娠、出産、子育てサポート力向上研修会など継続的に参加し、知識及び支援技術の向上に努めています。さらに、5歳児健診の実施に向けて各自治体への視察を行い、実践的な運営方法も学んでいます。

4点目のポータルサイトの活用についてですが、健診マニュアル等を通じて5歳児健診に必要な基礎的知識を得ることができることから、積極的に活用しています。

○15番（白川栄美子君） 今町長から答弁いただきました。これ余市町でどうだったかなということちょっと知りたかったのですけれども、北後志全体としては61人、相談件数も72人ということでお答えいただきました。

2番目のやつもグレーゾーンと思われる人といってもなかなか把握できないのが現状なのかなと思うのですが、でも現実実際にはやっぱりいるということは確実にいるのですけれども、町としてはあんまりちょっと把握していないのかなというのは思っております。把握するためにはいろいろな部分の関係機関の施設とかにもやっぱり連携取りながら人数というか、大体の人数の把握というのはできるのかなと思うのですけれども、そういう部分というのはそのほかの施設の連携機関というのはどういうふうになっているのですか。ちゃんと連携取れているのだろうか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん各機関との連携については町も適切に連携を取っていますが、国などの調査では人数把握、推計はしていますけれども、全国的な総計、推計や都道府県別での集計になってしまって、市町村別となったらなかなか困難ではあるというのが現状ですが、いずれにせよ関係機関とは常に連絡を取れる体制になっていますので、必要に応じて連絡は取っています。

○15番（白川栄美子君） 分かりました。一応はそういうふうにして答弁はするだろうなと思うのですけれども、本当にこれは全体的に余市町としてどうなのかということをしっかりとやっぱり調べていってほしいなと思っております。

それから、保健師のスキルアップ、これ健診の関係でいろいろやっていますよという話を伺いました。でも、保健師さんのこれは通常の健診の研修ですものね、今答弁聞いたら。そうではなくて、でも5歳児健診も改めて進んでいるまちとちゃんと連携を取りながらどうやって進めていいかということを研究していますよという答弁だったのかなと思いますので、そこは一步進んでいるのかなとちょっと思って聞いていました。これ保健師さんの数はある程度余市町は確保しておりますけれども、保健師さんが全員こういった健診の研修に加わっているのですか、それとも乳幼児健診だけの人だと、それから健康診断の健診の人だとかといういろいろ区割りがあると思うのですけれども、その部分というのはどういうふうにしてやられて研修されているのか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

人数もちろんいますので、全体の底上げを図るべくローテーションで研修は常に行うような体制は整えているということでございます。

○15番（白川栄美子君） 分かりました。いろいろな保健師さんがいるから、また介護のほうも必要になっていく保健師さんもいるだろうしということで、なかなか本当に専門的に関わってくれる保健師さんというのがやっぱり1人でも2人でもそこにいて、きちんと学んでほしいとまずありますけれども、全体の中でいろいろなローテーション組みながらやっているというのだから、そこはそこでスキルアップをしていく上では正直意図しなければいけないのかなと思っております。

5歳児健診を今運用するためにいろいろなところ

行って学んでいるということ伺いましたけれども、これはシステム的にどういうふうにしていったらしいのかということを学んでいるのか、それとも要するに保健師さんはここにはいらっしゃいます。それから、小児科の先生もいらっしゃいますと。そして、心理士さんいるのかいないのかというものがずっと疑問だったのですけれども、その部分も今後の中で余市町として心理士さんもちゃんと確保した中でやっていくと考えて進めているのか、それともポータルサイトみたいなのを利用しながら進めていくと考えているのか、どうなのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん5歳児健診を実施している自治体、後志管内にもあるわけですけれども、そういうところを視察をして、各自治体ではどういうふうにやっているかを基本的に見ているわけですけれども、心理面というか、身体、精神発達については実際3歳児健診のときもやっているので、5歳児健診でもそれをやるということなので、その点はもちろんきちんとやるようにしています。問題は、この場合費用は大した大きい話ではなくて、人材、診療に従事する医師とかについてはきちんと小児科医とどうやったら、どういうタイミングができるのか協議していますし、あと母子通園センターとの連携も必要なので、そういう技術的な面の調整を今しているということで、各自治体の状況も見ながら余市ではどういうふうな体制が可能なのかということを今検討しているところであります。

○15番（白川栄美子君） 今町長の答弁の中で母子通園センターという言葉が出たのですけれども、母子通園センターの中でも今後は5歳児健診に向けてのそういったことを進めていくというふうにして考えていくということで捉えていいのか、それとも母子通園センターがあるから、それ

を活用しながらそこに心理士さんも含めて、保健師さんも含めてという形の中で健診を進めていくと考えているのか、どうなのでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

母子通園センターは北後志で運営していますけれども、北後志の町村から、5歳児健診については北後志の母子通園センターの支援員、もちろん専門家だから、その協力が必要ですよねという話になっていて、母子通園センターの支援員ともきちんと協議をしながら体制を整えるということで、ここでやるというよりは支援員の協力を得ながら5歳児健診の実施に向けた体制を今構築しようとしているということです。

○15番（白川栄美子君） 5歳児健診に向けたことをできるようにするためにいろいろなことを構築していくということだということなのですね。分かりました。本当にこれ少しでも一歩でも早く進めていただきたいなと思うのと、あと今母子通園センターは専門の方はやっぱりいらっしゃらないと思うので、北後志でやられているのだけれども、どうしても心理面とかになると多分専門性のある方いらっしゃらないと思うのですけれども、そこどうなのでしょう。あまりにも母子通園センターに通う方が少ないというのと、あとほかのそういう障害者の施設の支援に通う子供たちが多いのですけれども、その部分の兼ね合いを考えたら、何か母子通園センターの役目というのが今後の中で5歳児健診を進めていく上でいろいろなことを摸索しながらやっていくのだという考えだと思っているのですけれども、専門性をそこには置いているのですか。保育所にいた先生がそこにはいるけれども、専門性を持った先生というのはこのセンターには常駐しているのかどうなのか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

専門性と言った意味は、母子通園センターの支援員は慣れているという意味で、扱いの専門家という意味であって、心理面での専門家についてはきちんと医師ですとか専門の医療関係者に頼る必要があるわけです。そういう意味で、3歳児健診でも実際今精神発達に対しての項目があるので、その点はきちんと医療分野の専門家が見ることができていているわけで、5歳児健診の実施についても専門性を持った人がもちろんきちんと見られるというような体制を今構築しようとしている。協会病院の小児科とも連携し、母子通園センターの支援員にも手伝ってもらいつつ構築する、そういう意味です。

○15番（白川栄美子君） 分かりました。余市町では、5歳児健診に向けて事前に親からの問診みたいなのはいただいているのでしょうか。要はふだんの家の中の状況だとか、それから遊びの状況だとかという事前の問診をいただいているのだろうか。そこはどうなのでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

やるに当たっては、もちろん担当のほうがもらっているということです。

○15番（白川栄美子君） 分かりました。そういうのも含めた中でいろいろな調査しながら5歳児健診に向けて進めているということなので、一歩ぜひ前進した中で進めていっていただきたいなと思います。

これ白老町なのですけれども、今年からここも5歳児健診を導入いたしました。そういった中で、本当に町でも5歳児健診をきちんとやっぱり進めているというところがありますので、こういうところもきっと参考にしながら、しっかりと今後に向けて進めていっていきたいのと、あと一人も取り残しのないような、そういう子供たちを支援していただきたいなと思いますので、今後の一日も早いというか、5歳児健診が導入できるような

体制をつくっていただきたいと思いますので、最後町長の答弁をいただきながら終わります。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

5歳児健診、私も重要性について把握していますし、担当のほうでもきちんと重要性は把握しております。予算というよりは体制の話ですので、その点今担当のほうでいろいろと調整している最中ですので、今年度ということではないと思いますけれども、来年度とかにきちんと反映されるように担当のほうで考えているというふうには思います。

○議長（藤野博三君） 白川議員の発言が終わりました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明12日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時32分

上記会議録は、中山書記・寒河江書記の記載したものであるが、
その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤野博三

余市町議会議員 2番 尾森加奈恵

余市町議会議員 4番 佐藤剛司

余市町議会議員 5番 内海富美子